

登戸土地区画整理事業地区 住所変更検討委員会（第6回）

日 時：令和5年11月15日（水）15：00～

場 所：登戸区画整理事務所 2階 大会議室

次 第

- 1 第5回住所変更検討委員会の内容確認 . . . 資料1

※資料1はHP掲載の第5回摘録を参照

- 2 町名アンケートの検討 . . . 資料2

- 3 その他 . . . 資料3

- 4 次回（第7回）議題について

令和5年12月6日（水）15：00～

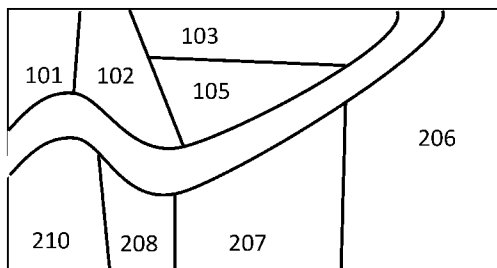
議題：第2回アンケート案の確認

【事務局】 川崎市 登戸区画整理事務所 石川担当課長 谷田貝担当係長 本田 岡野

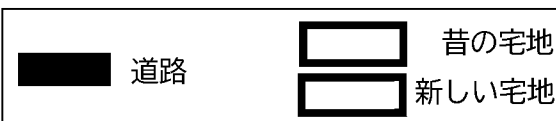
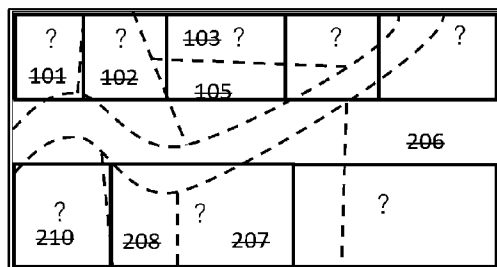
（連絡先）044-933-8571 （メールアドレス）50nobori@city.kawasaki.jp

■ どうして住所変更が必要となるのか

(例) 区画整理前



区画整理後



区画整理前は左図（上）のように宅地の形状もバラバラで、道も幅が狭く入り組んだ状態となっており、緊急車両の通行や来訪者の訪問などが困難な状況となっていました。

区画整理後は左図（下）のように宅地を整理することで、道路の幅も広くなり、緊急車両の通行も円滑になる、来訪者の訪問もわかりやすくなる状況となります。

しかし、図のように昔の宅地の形状と新しい宅地の形状が一致していないため、新たに地番を付していく必要が生じます。また、令和5年5月実施のアンケートより「新しい町名とする」こととなり、今後は新しい町名を決定し1番地から地番を付していくこととなります。

■ 住所変更に伴う手続(参考)

皆様が手続をする必要があるものの例

- 運転免許証の住所・本籍
- 自動車検査証
- 登記簿における法人の所在地、法人の役員住所
- 土地・建物登記簿の権利部（所有名義人の住所）
- マイナンバーカード
- 金融機関、生命保険会社、携帯電話、勤務先など

皆様が手続をする必要がないものの例

- 区役所等の官公署で保管している住民基本台帳（住民票）、印鑑登録原票（印鑑登録証明書）、戸籍、戸籍の附票
- 土地・建物登記簿の表題部
（▽例：登記簿の例（赤枠部分が変わります。））

住所として
使用する部分

神奈川県川崎市多摩区登戸		全部事項証明書		(土地)	
表 題 部 (土地の表示)		編 製		不動産番号 0000000000000	
地図番号 宗 旨		筆界特定 宗 旨			
所在 川崎市多摩区		〇丁目		←新町名	
① 地番	② 地 目	③ 地 積	㎡	原因及びその日付（登記の日付）	
番	宅地	3	57	から分筆 〔昭和45年7月30日〕	

※上記は一例です。今後、新住所のご案内・通知書と併せて、変更に関するご案内を送付させていただきます。

住所変更に関する手続につきましては、大変お手数をお掛け致しますがよろしくお願いいたします。

令和8年頃
(予定)

まちめい
(町名アンケート)
締切：令和〇年〇月〇日（消印有効）

登戸土地区画整理事業に伴い
住所が変わります※1!!



注：町名・地番の変更は
※2 赤線内の区域で
実施します。

※1 土地区画整理事業に伴い、現在使用している町名及び地番が変更となります。
※2 赤線内の区域(登戸土地区画整理事業を実施している区域)のみが変更されます。
赤線外の区域の「登戸」及び「登戸新町」の町名・地番の変更はありません。
詳しくは下記に記載の事務局までお問い合わせください。

QR

のぼりと
A: 登戸 ○丁目

今までとあまり変わらない
から、親しみやすい！

親しみやすい♪

のぼりとちゅうおう
B: 登戸中央 ○丁目

町名が変わるのは
登戸の中央の位置です！

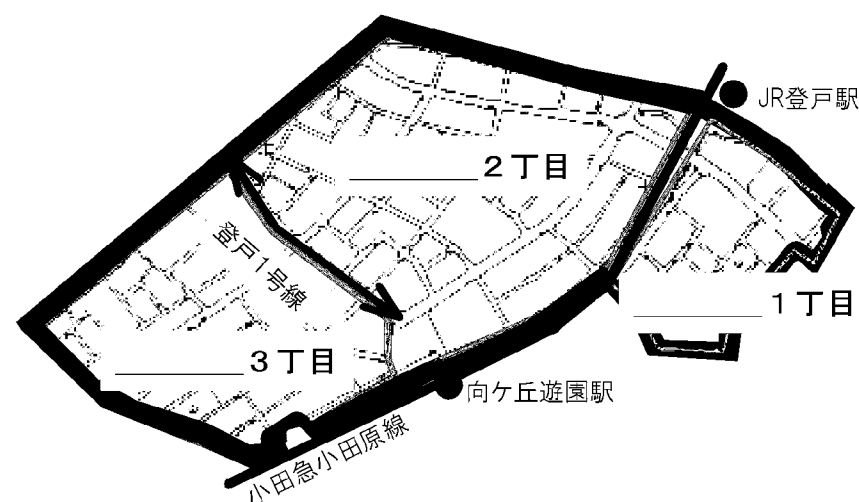
わかりやすい♪

のぼりとなかまち
C: 登戸中町 ○丁目

登戸は登戸稻荷社を中心
として栄えてきました!!

歴史的に♪

アンケートの対象者は下図赤枠内に在住の方(法人含む)又は
土地の権利者(所有者、借地権者等)の方です。



回答締切 令和〇年〇月〇日 (消印有効)

これまでの検討の経過や今後の検討記録はこちらのホ
ームページをご確認ください。

<https://www.city.kawasaki.jp/500/page/0000150854.html>

QR

登戸土地区画整理事業地区 町名地番変更の経緯

1 登戸土地区画整理事業の経過

川崎市では、昭和 63 年より登戸土地区画整理事業を実施して参りました。土地区画整理事業とは、公共施設が未整備の区域において、地権者からその権利に応じて少しずつ土地を提供してもらい、それらの土地をもとに宅地及び道路・公園等の公共施設の整備を一体的に行うものです。この結果、形状が不整形な宅地が画地として整形化され、錯綜していた地番を画地ごとに新たに振りなおす必要があります。

2 町名地番変更に至った経緯

令和 2 年 12 月より、登戸地区の各町会へ住居表示に関する説明を実施し、意向について回答依頼を実施していましたが、新型コロナウイルス感染の影響を受け会合等開くことができず、令和 4 年 10 月に登戸地区の各町会からの回答が揃いました。

その結果、住居表示実施に向けた意思の統一には至っておらず、機運が高まっていないことから、住居表示の実施による町名及び住所整理は行わないこととなり、土地区画整理事業の換地処分に伴う町名及び地番整理のみを行うこととなりました。

3 登戸土地区画整理事業地区 住所変更検討委員会の設立

令和 5 年 5 月に登戸土地区画整理事業区域の権利者あて（居住者（法人含む）及び土地の所有者等）に対し「新しい町名とする」か「町名変更は実施せず、新しい地番を振りなおす」か住所変更に関するアンケートを実施し、その結果をもとに町名変更について地域の住民と検討していく場として、6 月に登戸土地区画整理事業地区 住所変更検討委員会（以下、「検討委員会」という。）を設立しました。

検討委員会は、登戸土地区画整理事業区域に属する 7 町会のほか、登戸を含む町名に属する 3 町会の計 10 町会に所属する 29 名で構成されています。

4 検討委員会開催の経過

開催日	内容
第 1 回 (令和 5 年 6 月 21 日)	・住所変更検討委員会発足にむけての経過 (登戸土地区画整理事業とは・住所変更の必要性・住所変更に至った経緯及び今後の流れ) ・住所変更検討委員会の発足 (住所変更検討委員会規約(案)について・検討委員会発足の決議・委員長及び副委員長の互選) ・町名に関するアンケート結果の速報値の報告 ・検討委員会のスケジュール

第2回 (令和5年7月19日)	・住所変更に関するアンケート結果の報告 ・新町名の数についての検討
第3回 (令和5年8月23日)	・新町名・区域について (各町会での検討結果についての中間報告・郵便局との協議報告・まちづくり推進協議会委員の方からのご意見の報告) ・新町名の数についての検討
第4回 (令和5年9月27日)	・新町名・区域について (各町会での検討結果のとりまとめ・区画整理完了後を踏まえた課題の確認・町名アンケートの候補について)
第5回 (令和5年10月18日)	・町名アンケートの検討 (アンケート候補の絞り込み・アンケート(案)について・アンケートの周知及び配布について)

5 新町界(案)について 【資料】

川崎市住居表示整備実施基準を参考に町の境界は公道・河川・鉄道などの恒久的施設をあてることから、①小田急線、②登戸1号線で分けることとしました。

6 新町名(案)について 【資料】

新町名(案)については、令和5年5月に実施の住所変更に関するアンケートでいただいた町名案から、「親しみやすさ」「わかりやすさ」「歴史的観点」をふまえ検討を進め、①「登戸〇丁目」②「登戸中央〇丁目」③「登戸中町〇丁目」の3案に絞り込みました。今後、再度、登戸土地区画整理事業区域の権利者あてアンケートを実施し、そのアンケート結果を参考に検討委員会で町名(案)を決定していくことを予定しています。

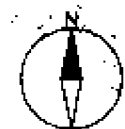
なお、3つの町名(案)の候補はそれぞれ以下の理由で絞り込まれました。

- 「登戸〇丁目」 → 既存の町名から変化が少なく、慣れ親しんだ名前であるため。
- 「登戸中央〇丁目」 → 登戸地区全体でみると事業区域は登戸の中央に位置しているため。
- 「登戸中町〇丁目」 → 事業区域の北西に位置する登戸稲荷社を中心に発展した町という歴史的な背景を残すため。

登戸土地区画整理事業地区 町名地番変更(案)

(写し)

資料



中野島 3 丁目

中野島 2 丁目

登戸

登戸小学校

登戸稲荷社

登戸新町

登戸

生田 2 丁目

枡形 1 丁目

枡形 2 丁目

生田 8 丁目

世田谷町田線

(新町名) 2 丁目

(新町名) 3 丁目

小田急小田原線

(新町名) 1 丁目

JR南武線
登戸駅

宿河原小学校

枡形 3 丁目

登戸

宿河原 2 丁目

東生田 1 丁目

凡例

現町界

新町界

新町名

新町名 ○ 丁目

※新町界は暫定的な位置で示しています。

250m

1:6,000